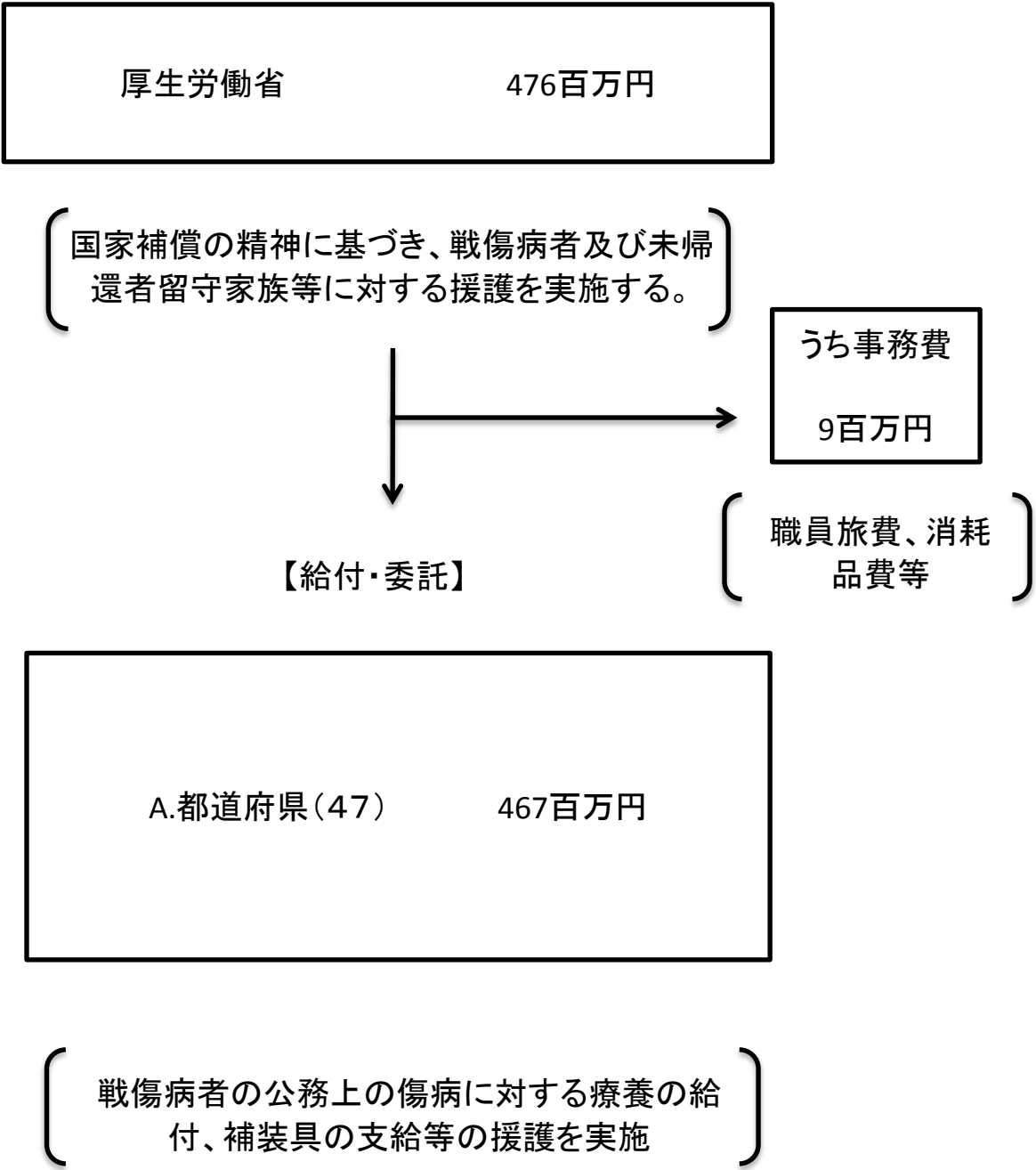


行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業			担当部局庁		社会・援護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和28年度			担当課室		援護企画課		須田康幸	
会計区分		一般会計			施策名		Ⅳ－８－１ 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行う			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		未帰還者留守家族等援護法（昭和28年8月1日法161） 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年3月3日法7） 戦傷病者特別援護法（昭和38年8月3日法168）			関係する計画、通知等		援護費及び事務委託費の経理取扱要領の一部改正について（平成22年3月29日社援発0329第41号）			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		国家補償の精神に基づき、戦傷病者及び未帰還者留守家族等に対する援護を実施する。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行うこと。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）		予算の状況			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
				当初予算	974	839	700	503	378	
				補正予算	△ 12	△ 8	△ 7			
				繰越し等						
		計	962	831	693	503	378			
		執行額	711	578	476					
		執行率（％）	74	70	69					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 （年度）
		本事業の目的である戦傷病者に対する国家補償の精神に基づく給付等の援護及び未帰還者留守家族等に対する国の責務においての援護による成果については、定量的な把握、指標設定が困難。			成果実績	—	—	—	—	
					達成度	％	—	—	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		戦傷病者手帳所持者数			活動実績 （当初見込み）	人	38,300	33,917	29,673 （ ） （ ）	— （ ）
単位当たりコスト		1,683（円／戦傷病者手帳所持者数）			算出根拠	H22予算額 49,930,000円／戦傷病者手帳所持者数 29,673人 （戦傷病者特別援護費除く）				
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	諸謝金		0.2	0.2	療養費の当然減					
	戦傷病者特別援護費		437	313						
	留守家族等援護費		25.1	24						
	未帰還者特別措置費		0.3	0.2						
	職員旅費等		0.2	0.2						
	庁費等		8.2	8.6						
	事務委託費		32	31.8						
計		503	378							

事業所管部局による点検			
	評 価	項 目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	—
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	引き続き必要経費を精査し、適切な支給をしていくこととする。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		本事業は未帰還者留守家族等援護法等に基づく必要な事業であるが、例年、予算額と執行額との乖離があることから、過去の事業実績から所要額の見込みを精査し、適切に予算要求に反映させること。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
DNA鑑定の結果、遺族が特定できなかった遺骨が多く、葬祭料等の支給が当初見込を下回っていたことから、過去の実績を踏まえて支給件数を見直した。（△1.5百万円）			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
—			

※平成22年度実績

戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護



資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.福岡県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
戦傷病者特 別援護費	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養 の給付、補装具の支給等の援護を実 施。	36.5			
留守家族等 援護費	未帰還者、留守家族等に対する留守家 族手当、帰郷旅費の支給等の援護を実 施。	1.2			
事務費	戦傷病者、未帰還者、留守家族等に対 する援護にかかる事務を実施。	1.0			
計		38.7	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	38.7		
2	宮崎県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	33.6		
3	静岡県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	25.8		
4	鹿児島県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	23.4		
5	北海道	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	22.3		
6	神奈川県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	19.3		
7	熊本県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	18.8		
8	京都府	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	16.4		
9	大分県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	16.1		
10	埼玉県	戦傷病者の公務上の傷病に対する療養の給付、補装具の支給等の 援護を実施	15.6		